## 公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和7年11月27日

## 福島県知事

記

## 1 農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積(㎡)
1	白河市借宿藤ノ宮 10	田	977
2	白河市借宿藤ノ宮 11	田	1,000
3	白河市借宿藤ノ宮 12	田	1,000
4	白河市借宿藤ノ宮 54	田	728

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
水稲の栽培で利用	令和7年12月1日	10年1月	29, 050 円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地

福島県福島市中町8番2号

(福島県農地中間管理機構)

公益財団法人福島県農業振興公社

理事長 芳見 茂

4 農地の所有者等の情報 星 文雄

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに福島地方法務局に補償金を供託してく ださい。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は福島地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。